一般社団法人高島市スポーツ協会スポーツ指導者資格取得事業補

助金交付規則

令和２年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高島市スポーツ協会規則第１号

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人高島市スポーツ協会（以下「協会」という。）のスポーツ振興を担うスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るためスポーツ指導者の資格を取得しようとする者に補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　補助金の交付を申請できる者は、協会加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）とし、今後指導者として活動しようとする者を対象とする。

　（交付対象経費）

第３条　補助金交付の対象となる経費は、資格取得に関わる講習会の受講料及び初回登録料とする。

２　前項の資格取得に関わる講習会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に定める競技別指導員資格のうち、スタートコーチ及びコーチ１の講習会とする。

（交付金額）

第４条　補助金の額は、一人１資格とし、対象となる経費の２分の１以内の額で５千円を限度とする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする代表者は、スポーツ指導者資格取得事業補助金交付申請書（様式第１号）及び個人調書（様式第２号）を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

　（交付対象の決定）

第６条　会長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたものについて資格取得受講者と交付すべき補助金の額を決定しなければならない。

２　会長は、補助金交付の決定についてスポーツ指導者資格取得事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により代表者に通知するものとする。

　（実績報告）

第７条　補助金交付の決定を受けた代表者は、講習会終了後、速やかにスポーツ指導者資格取得事業補助金実績報告書（様式第４号）及び個人実績書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

　⑴　資格取得講習会開催要項の写し

　⑵　受講料の納入を証する書類の写し

　⑶　受講結果の写し

　⑷　初回登録料の納入を証する書類の写し

　⑸　その他会長が必要と認める書類

　（補助金の額の決定）

第８条　会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、スポーツ指導者資格取得事業補助金の額の確定通知書（様式第６号）により代表者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第９条　会長は、前条の規定による補助金の額の確定後、代表者からのスポーツ指導者資格取得事業補助金請求書（様式第７号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

　（変更等の届出）

第１０条　代表者が補助金交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときには、スポーツ指導者資格取得事業補助金変更等届（様式第８号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の届出を受けた場合において必要があると認めたときは、補助金の交付決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部、若しくは一部を取り消すことができる。

　（補助金交付の取り消し等）

第１１条　会長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められるときは、その決定を取り消し、又は補助金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（その他）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。